

令和3年

# 南部町議会第4回定例会会議録

令和3年12月14日 開会

令和3年12月17日 閉会

山梨県南部町議会

令和 3 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 4 日

令和3年南部町議会第4回定例会（第1日目）

令和3年12月14日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第80号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第81号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第82号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之  |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟   |
| 5番 望月郁夫  | 6番 木内秀樹  |
| 7番 遠藤高芳  | 8番 望月光彦  |
| 9番 小泉昇一  | 10番 仲亀佳定 |
| 11番 高橋茂広 | 12番 遠藤光宣 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

- |         |          |
|---------|----------|
| 9番 小泉昇一 | 10番 仲亀佳定 |
|---------|----------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	仲亀哲也	アルファセンター所長	青木正和
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也	アルカディア課長	尾崎龍次
福祉保健課課長補佐	望月文広	福祉保健課課長補佐	遠藤賢
税務課課長補佐	望月咲子		

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前 9時30分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、令和3年も余すところ半月余りとなりました。政界に目を向けてみますと、10月31日の解散総選挙を経て、特別国会で総理大臣の指名が行われ、第101代の総理大臣に岸田総裁が選出されました。

その後、第2次岸田内閣が「新しい時代を皆さんとともに」をキャッチフレーズとして発足しましたが、当面はオミクロン株などによる第6波到来も予想され、新型コロナウイルス感染症への備えや、コロナ禍で傷んだ経済の回復などが課題となると思われます。

年明けには、3回目のワクチン接種も予定されております。1日も早く、以前のような日常生活が戻ることを願うものであります。

さて、本定例会には条例の一部改正など、重要な案件が提出されております。議員各位には、慎重かつ十分に議論いただけますようお願いいたします。

これから、本格的な寒さを迎えますので、皆さまには十分にご自愛いただきたいと思います。

それでは、議員各位の第4回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和3年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和3年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 小泉昇一議員および10番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月24日までの11日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに陳情5件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和3年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、令和3年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

若林泰文代表監査委員。

#### ○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは、私から、定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月11日と12日の2日間、仲亀佳定監査委員とともに、令和3年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配布してあります、令和3年度定例監査報告書の写しをご覧いただきたいと思っております。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は住民課・水道環境課・学校教育課・福祉保健課・アルファセンターおよびデイサービスセンターの6所を対象に、本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般の書面調査と合わせて、旧富河中学校および慈生園について、現地調査を実施し、その状況を確認いたしました。

監査の結果であります。本年度実施しました各所属における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められました。

私ども、監査委員において措置を求める事項および指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、一部改善または検討を要する事項が見受けられました。

その各所属ごとの主な内容は次のとおりです。

はじめに住民課です。

本町の窓口業務は明るく丁寧で、親切な対応がされていると監査委員も承知しているところです。役場庁舎の玄関を入るときさわやかなあいさつは、気持ちの良いものです。

また、総合窓口化により、ワンストップサービス化に向けた創意工夫の様子が伺えます。

窓口対応に追われ席を外せない状況もしばしばあるようですが、今後も引き続き、笑顔の住民サービスに努められることを望みます。

国民健康保険特別会計については、高齢化の進展や、医療技術の高度化、生活習慣病や精神疾患の増加などにより、医療費は高額を推移しています。

また一方では、加入者の年齢構成が高く、所得水準が下がっているため、保険料の負担が重くなっています。

そうした中、事業の広域化から数年が経過しましたが、財政的には現状安定が図られていま

す。しかしながら、資格管理、税の賦課徴収事務等は、引き続き町が担うため、今後とも健全性が堅持できるよう努めていくことを望みます。

また、保険事業については、健診結果から疾病の早期発見・早期治療、健康意識の高揚など、予備軍を重症疾患につなげない対策に、引き続き努めていくことが大切であります。

次に、水道環境課です。

管理すべき水源が24カ所と多い中、職員の努力により、安全かつ安定した給水が行われている状況が確認できました。

しかしながら、施設の耐震化、長時間停電対策、管路の末整備など、懸案事項も多く、今後、課題解決に向けた計画策定など、早急な検討が望まれます。

令和2年度の収支決算によると、一般会計からの繰入金で1億4千万円と大きく依存するなど、引き続き厳しい会計運営となっています。

また、令和元年をもって、国庫補助の対象事業者から除外され補助事業が終了となっている中、公営企業会計として水道料金の自主財源での運営も視野に入れた施設運営を検討していくことが必要となります。

使用料の未納者や滞納者には、町営水道給水停止処分取扱要綱などに基つき、催告や丁寧な納付相談など、未収金の徴収に当たられているとのことですが、あくまでも使用料であるため、利用者間の公平性、公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、簡易水道特別会計の財政基盤強化を図られていくことが必要であります。

次に、学校教育課です。

実にさまざまな角度から、教育環境の充実が図られ、本町の児童、生徒に対する手厚い教育行政が行われている様子が確認できました。

今後も引き続き、恵まれた環境の下、南部教育が継続されていくことを強く希望します。

総合教育会議においては、平成27年4月の設置から7年目を迎え、この間、南部教育の目指すべき姿を示す第2次教育大綱が、また、今後教育大綱に代わる位置付けとして教育振興基本計画を策定。直面する教育課題を町長部局と教育委員会が共有し、協議・調整が進められてきたことが確認できました。

令和2年4月に開校した富沢小学校については、1年が経過したことから児童・保護者を対象にアンケート調査を実施、その内容は、子どもたちは新しい学校にも慣れ、新しい友だちとの交流を楽しんでいるという結果でした。今後も、児童のより良い教育環境が整えられることを願います。

次に、福祉保健課です。

福祉の町として、高齢者を対象に各種助成事業を実施していますが、長寿社会となってきたことによる助成対象者の増加や、給付要件が近隣自治体と比較して乖離していることによる費用の増加が伺えました。

保健事業の取り組み状況については、平成26年4月、「なんぶ健康会議」が設置され、キャッチフレーズの「スマイルなんぶ～健康・長寿、日本一を目指して～」は、多くの町民に慣れ親しまれ、大変評価に値する取り組みだと感じています。今後もこの会議が核となり、医療費抑制に寄与することを大いに期待します。

出生者数もここ数年20人台で推移していますが、今後はさらに減少傾向も見込まれる中、

子どもたちが健やかに成長することは、親のみならず地域や町の願いでもあります。今後も引き続き、きめ細やかな母子保健事業に取り組まれることを望みます。

介護保険特別会計にあつては、地域支援事業では、要支援が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことができる支援対策として、「万沢ふれあいセンター」、および「睦合ふれあいセンター」での通所サービス事業など、今後も、サービス水準を後退させることなく、適正な運営が図られるよう努められたい。

指定居宅サービス特別会計の富沢デイサービスセンターの運営にあつては、1日当たりの平均利用者数が21.8人と減少傾向にあり、定員30名に対しての乖離も見られ、事業運営面において利用者の確保が急務であり、魅力ある事業運営に努めていくことが必要であります。

居宅介護サービス支援事業および地域包括支援センターについては、最小限の人員体制の中、その機能を十分に果たしていると評価できます。今後も高齢者が増加していきませんが、引き続き高い水準でのサービス提供に努められることを望みます。

次に、アルファセンターです。

ふれあいデイサービス事業をはじめ、無料法律相談、いきいきサロンや育児サークルの展開などにより、利用者数はほぼ横ばいを推移していますが、昨年は、コロナ禍により減少しました。

介護保険制度への移行抑制施設として、サロン活動の充実と、さらなる創意工夫による利用者数の増加対策が望まれます。

次に、デイサービスセンターです。

指定居宅サービス特別会計の運営状況の中で評価しましたが、会計上の問題点については見受けられません。今後も引き続き適正な管理運営に努められることを望みます。

今回の監査では、旧富沢中学校改修工事の状況を現地調査しました。

11月1日に運用開始された新富沢図書館、放課後児童保育等の施設は、広いスペースを利用して利用者の安全確保に十分配慮され、機能を重視した設計がされていました。

旧校舎を改修することで、複合施設として有効利用されていることが確認できました。

最後に、職員の年次有給休暇取得率であります。各所属とも押しなべて低いことがうかがわれました。今、政府においては、働き方改革の一環として、有給休暇が10日以上与えられているすべての労働者に対して、年5日の年次休暇の取得を義務付けていることや、改正労働基準法によりワークライフバランスの推進がさらに進められています。

年次有給休暇は労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんのこと、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように、今回実施しました所属のみならず、全職員が積極的に取得し、家族とのだんらんの機会や、リフレッシュ休暇として有効活用されることを望みます。

これまで抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、監査の実施に当たりまして、事務多忙の中を2日間にわたりご協力をいただきました役場関係職員の皆さまに感謝を申し上げます。

なお、この監査報告書は、11月29日に町長へ提出してあります。

以上で、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第80号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第81号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第82号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

以上、日程第4 議案第76号から日程第12 諮問第2号までの9件について、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和3年南部町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

それでは、今期定例会開会にあたり、一言ごあいさつと9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。感染力の強いデルタ株による第5波では、7月から新規感染者数が激増し、東京都など都市部では入院加療を必要とする感染者が自宅療養を余儀なくされるなど、異常事態が続いておりましたが、9月30日には全国19都道府県に出されておりました緊急事態宣言はすべて解除されました。

山梨県での11月の新規感染者数は、1名と、1カ月当たりの感染者数としては、これまで最も少なくなっております。幸いにも拡大はみられず、全国的にも落ち着いた状況であると思えます。

しかしながら、新たな変異ウイルスであるオミクロン株は、南アフリカで確認されてから、瞬く間に世界各国で感染が拡大しております。

一方、日本においては11月30日、空港検疫で国内初となるオミクロン株が検出されたとの報道がありました。

これから本格的な冬に向かい、屋内での換気が不十分になることや、行動制限の緩和に伴い、年末年始、ふるさとに帰省する方の増加も予想され、新たな変異株による猛烈な第6波が押し寄せることが懸念されます。

町民の皆さまには、引き続き気を緩めることなく、感染予防対策を徹底していただきますようお願いするとともに、町としましても、引き続き県や関係機関などと連携を図り、感染症対

策を適切かつ迅速に対応してまいります。

次に、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。国からは3回目の接種は、2回目の接種を完了した日から、原則8カ月を経過した方に実施するとの方針が示され、本町においても今月中には2回目の接種を終えた医療従事者の方に接種を行います。

また、高齢者の集団接種を開始したのが5月上旬、その方々が2回目の接種を終えたのが7月下旬でありましたので、来年2月上旬から本格的な3回目の接種が実施できるよう、接種会場の手配、接種券の発送、予約受付等の準備を進めていたところでありましたが、先週、政府は新たな変異ウイルスであるオミクロン株の感染防止に万全を期す観点から、自治体の判断で例外的に6カ月に前倒しできるよう調整するとの方針が示されましたので、現在、ワクチンの確保などを含め、接種日程等について、必要な体制づくりを進めているところです。

いずれにしましても、今後も国の動向を注視しつつ、2回目までと同様に円滑なワクチン接種が行えるよう、万全を期してまいります。

それでは、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月10日、山梨みらい農業協同組合萩原組合長がお見えになり、栄支店、南部支店と、富沢支店の統廃合に伴う事業再編の取り組みについて、説明をいただきました。

9月13日、インフォメーションセンター道の駅とみざわ指定管理者選定委員会に同席し、株式会社味都市場の道の駅運営に対する意気込みを確認させていただきました。

9月15日、山梨県県土整備部大儀部長がお見えになり、富士川流域で行われている水質や泥の調査結果について説明をいただきました。

今回の調査では、アクリルアミドモノマーが3地点で検出されました。検出量はごくわずかで、人や水生生物には影響がないとのことでしたが、水量の変化で水中の濃度が変わる可能性もあることから、調査は継続して行うとのことでした。

9月23日、内船護国神社の秋の例大祭に参列し、戦争で天に召された方々と、公務に殉難された自衛官、警察官、消防士の皆さまの御霊の安らかならんことを心からご祈念申し上げてまいりました。

9月24日、町内各区長から提出された要望書の中で、国道および県の事業に関わる道路関係、河川関係など、合計30件について峡南建設事務所身延支所長に要望活動をしてまいりました。

9月27日、山梨県総務部渡邊理事がお見えになり、新年度予算に向けた県の施策事業について、意見交換を行いました。

9月30日、5市6町で構成する、山梨西部広域環境組合の管理者会が開催され、組合議会定例会提案案件およびごみ処理方式の選定に向けてPFIの可能性について協議いたしました。

10月8日、甲府河川国道事務所濱谷所長がお見えになり、中部横断自動車道山梨・静岡間の全線開通に伴い、全区間で平日および休日の交通量調査を実施した結果、南部インターチェンジから富沢インターチェンジ間に供用区間がなくなったことから、2倍以上増加しているとのうれしいお話がありました。

10月11日には、中日本富士保全サービスセンター中島所長がお見えになり、静岡区間の交通量調査において、富沢インターチェンジから新清水ジャンクション間が平日で32%、休日でも36%増加したとの報告をいただきました。

今後、さらなる増加が見込まれるとのことでした。

10月13日、一般廃棄物最終処分場運営協議会が自治会館で開催され、出席いたしました。令和2年度の運営維持管理状況についての報告がありましたが、環境状態については地下水、河川水、下水道放流水のいずれも環境基準に適合されていることを確認いたしました。引き続き、環境に配慮した運営を推進してまいります。

10月14日、第2回峡南衛生組合定例会が開会され、望月光彦議員、望月郁夫議員ともども出席してまいりました。令和2年度一般会計歳入歳出決算認定および令和3年度一般会計補正予算をご承認いただきました。

10月15日、第2回峡南広域行政組合定例会が開会され、組合議員の高橋茂広副議長、木内秀樹議員ともども出席してまいりました。

令和2年度一般会計歳入歳出決算認定および令和3年度一般会計補正予算を承認いただきました。

10月16日、恩賜林御下賜110周年記念大会が小瀬スポーツ公園体育館で開催され、出席してまいりました。

10月20日、峡南広域シルバー人材センター設立30周年記念式典が、富士川町はくばく文化ホールで開催され、出席いたしました。

10月21日、第3回町村長会議が自治会館で開催されました。会議では、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定および令和3年度一般会計補正予算が承認されました。

また、令和4年度の国、県への14項目に及ぶ提案、要望事項の内容など検討いたしました。

10月26日、清和海運南部町物流センター竣工式にご招待いただき、遠藤議長をはじめ、議員の皆さまともども出席いたしました。

医療関連機器の輸出入貨物の保管拠点として運営されるとのことでありますが、安定した経営を継続していただくのはもちろんのこと、新たな町内雇用が図られ、働き手として町民が活躍できる場となることを期待しながら、お祝いのごあいさつをさせていただきました。

10月27日、山梨県土地改良事業団体連合会理事会在甲府のアピオで開催され、農業農村整備事業計画や予算など、県内の農政事業の促進について協議いたしました。

10月28日、第2回山梨西部広域環境組合定例会が開会され、小泉昇一議員ともども出席してまいりました。令和2年度一般会計歳入歳出決算認定および規約の一部改正をご承認いただきました。

11月1日、富河中学校をリノベーションし、富沢図書館としてリニューアルオープンいたしましたので、確認をしてまいりました。

11月5日、市川三郷町遠藤浩新町長が就任のごあいさつにお見えになりました。

大変厳しい状況での就任ですが、透明性を高めた町政運営をしないと、力強く意気込みを語っておられました。

11月9日、南部町戦没者慰霊祭を文化ホールにおいて開催し、334柱のご英霊の御霊に哀悼の誠をささげてまいりました。

11月13日、山梨県誕生150周年記念式典が、甲府記念日ホテルで開催され、出席してまいりました。

山梨県では昭和61年に11月20日を県民の日と定め、毎年この日に関連する各種の記念行事が行われておりますが、今年も明治4年7月に廃藩置県によって山梨県が誕生してから、

150年の節目の年として式典が開催されましたが、コロナ禍により規模を縮小したものであります。

1月24日、第2回南部町総合教育会議を開催し、南部地区の小学校適正配置と学校運営協議会について協議、検討をいたしました。

小学校の適正配置につきましては、具申書のとおり、令和8年度に睦合小学校と栄小学校を統廃合する方向で準備を進めることを確認いたしました。

1月26日、国土交通省村山道路局長を訪問し、富士宮市をはじめ、4市2町で進めている国道469号線の建設促進について、さらなる国の支援をお願いしてまいりました。

1月29日、令和3年度の定例監査報告が、若林泰文代表監査委員、仲亀佳定監査委員からあり、各所属の事務執行、事業の管理状況等は、適正であると評価していただきました。

しかしながら、一部改善、または検討を要する事項についてご指摘がありましたので、真摯に受け止め、改善に努めてまいります。

12月3日、令和4年度に向けた予算編成会議を行い、コロナ禍での事業展開が新年度も続くことになるが、メリハリの利いた予算編成とするよう、担当職員から説明させました。

私からは、人口減少や社会的変化に対応すべく、持続可能なまちづくりを意識して、しっかり取り組むよう指示いたしました。

同日、富士宮市役所において、須藤市長と懇談し、国道469号の桜峠の整備が喫緊の課題であることから、地元国会議員と連携し整備促進を模索することを確認いたしました。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、条例の一部改正が3件、補正予算案4件、人権擁護委員推薦が2件の合計9件であります。

はじめに、議案集1ページ、議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正する法律および全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する条例が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集4ページ、議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定石綿アスベスト被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集6ページ、議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、議案第79号から議案第82号までは、一般会計および特別会計の補正予算であります。

議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1,289万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億6,365万5千円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のための追加接種事業

費や、林業成長産業化対策事業費、公共施設等総合管理事業における総合会館解体および源泉設備移設設計業務委託料、中野企業誘致用地の賠償金などを計上いたしました。

歳入では、使用料、国庫および県支出金、寄付金、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業に対する歳入歳出の減額補正も計上しております。

次に、特別会計であります。議案第80号の簡易水道事業特別会計補正予算は、繰越金を財源として、各水道施設の維持修繕など、2,262万4千円を補正するものです。

議案第81号の国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、県補助金および繰越金を財源として、一般被保険者療養費と葬祭費の計70万円を補正し、直営万沢診療施設勘定は繰越金を財源として、医薬材料費400万円補正いたしました。

議案第82号の介護保険特別会計補正予算は、繰入金金を財源として、峡南広域行政組合負担金30万円を補正いたします。

次に、9ページと10ページの諮問第1号および諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。

現在本町には、人権擁護委員が5名おりますが、そのうち2名が来年の3月31日で任期満了となります。

そこで諮問第1号として、南部町楮根2443番地、昭和28年2月2日生まれの佐野良美氏を推薦いたしたいと思っております。現在2期目を務めていただいております。

諮問第2号として、長年務めていただきました四條巧氏の後任として、南部町内船5580番地、昭和32年1月20日生まれの河内浩幹氏を推薦いたしたいと思っております。

任期につきましては、いずれも令和4年4月1日から3年間であります。

両名の推薦について、議会のご意見を伺って法務大臣に推薦いたしたいと思っております。

以上が、本定例会に提案させていただきました議案の説明ですが、詳細な内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、日程第4 議案第76号について、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第5 議案第77号、日程第6 議案第78号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第7 議案第79号から、日程第10 議案第82号について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時0分です。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時00分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第11 諮問第1号および日程第12 諮問第2号の人権擁護委員の推薦についての2件については、町長から、本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11 諮問第1号および日程第12 諮問第2号の人権擁護委員の推薦についての2件については、本日、先議することに決定いたしました。

日程第11 諮問第1号および日程第12 諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてを、会議規則第37条の規定より、一括して議題といたします。

この2件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

まず議案集は9ページ、日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたしたいと思います。

本案は、原案のとおり適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、議案集は10ページ、日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第13 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしくお願いたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、8番、望月光彦議員の質問を許します。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

それでは、教訓を生かした災害対策の取り組みはということで一般質問をさせていただきます。

7月3日に、静岡県熱海市伊豆山地区において発生した大規模土石流は、逢初川の上流部、標高390メートル地点から、推定量約5万6千立方メートルに上る土砂が、埋め立て部を起点に約2キロにわたって流下し、集落を直撃しながら、伊豆山港にまで到達しました。

これまで、26名の死亡が確認されましたが、今もなお1名の方の行方が分からないままとなっています。

非常にお気の毒でありますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

近年、自然環境の悪化による異常気象により、大型台風や線状降水帯による長雨の影響で、全国各地で甚大な自然災害が発生しています。

わが町においては、幸いにもここ数年は大きな災害に見舞われることなく安堵しているところです。

今回の、熱海市伊豆山地区の土石流は、起点となった盛土を造成した業者が廃棄物入りの建設残土を盛土に混入させたことも、要因のひとつと考えられることから、人災ではないかとも言われています。

わが町においても、中部横断自動車道の建設工事に伴う残土が、仮置きされていました。

同様な災害を防ぐためにも、盛土による危険箇所の点検や、対応が必要と考えますが、町内の状況と対応を伺いたい。

また、政府が発表した、カーボンニュートラル宣言では、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指しています。

その自然エネルギー政策の一つとして、メガソーラーと言われる、大規模太陽光発電施設が全国のいたるところで見受けられるようになりました。

一方、この大規模太陽光発電施設整備がさらに進むと、森林などの伐採がされ、豊かな自然環境の破壊にもつながりかねない危険性をもはらんでいます。

本町は、森林の町であります。

脱炭素社会の実現は、大変重要なことであると理解はしておりますが、熱海市伊豆山地区の土石流災害を教訓とし、再び悲惨な人災を引き起こさないためにも、町として、山林開発行為の規制を図るなどの取り組みを進める考えはないのか伺いたい。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、ご質問にお答えする前に、熱海市伊豆山地区で発生した大規模土石流の巻き添えとなり、犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、改めて気持ちを引き締めまして、1つ目のご質問にお答えいたします。

熱海市での災害発生後、県の助言等もあり、町内4カ所の大規模残土処理現場を建設課において確認しております。

場所につきましては、NEXCO中日本株式会社における石合地区に2カ所、一般企業においての公共工事における残土処理場として南部地区に1カ所、また、林道三石山線を開設した当時の残土処理場として内船地区の1カ所となります。

それぞれ水路等による水処理、法面植生、法尻の保護等、適切に施工管理されておりますので、現在のところ大きな災害に結びつく状況には無いことを確認しております。

しかしながら、企業者および施工者とともに、定期的な見回り点検を実施することが、土砂流出等を未然に防ぐ上で重要であると考えておりますので、状況の変化の有無につきましては、今まで以上に注視してまいりたいです。

また、新たな大規模盛り土等の申請がされた場合の対応においても、県等関係機関と十分に連携する中で、地域周辺の皆さまの安全安心の確保を確認した上で、進めてまいりたいと考えております。

2点目の森林開発行為の規制についてであります。世界的に注目を集め、国内においても公民問わず取り組みが始まっております「脱炭素社会の実現」における自然エネルギー施策の一つ、太陽光発電施設。

個人住宅用は別といたしまして、ご質問にありますように大規模ソーラーパネルの設置は、平成24年7月に創設されたFIT制度の影響もあり、全国的に増加しております。

南部町においても、発電出力20キロワットから50キロワットで稼働中のものが、延べ25基あり、そのうち遊休地などを利用した野立て太陽光発電につきましては21基となっております。

山梨県では、平成27年に「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し、さらに規制を強化するため「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、本年10月1日より施行しております。

その内容は、発電出力10キロワット以上の野立て施設を対象に、自然環境、生活環境および景観その他、地域環境の保全と、災害の発生を防止する方法により、適切に実施することを定めております。

さらに、森林の伐採を伴う区域、土砂災害が発生している、または恐れのある区域、土砂災害等により施設が破損する恐れが高い区域等の設置規制区域を定めることで、災害のリスクをより低くしております。

もちろん、設置後の維持管理についても事業者には、施設・周辺区域の環境保全の管理計画

を作成、公表させ、確実な実施を促しております。

現在、施設の設置規制についての、町独自の条例は制定しておりませんが、県内自治体では、北杜市と西桂町のみにとどまっておりますので、町内の新規申請状況を十分注視しながら、設置規制に関する条例の制定については検討してまいります。しばらくは、県条例に従った規制により対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

杉山企画課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

早急に町内の該当箇所を見て回り、大きな災害に結びつくことのないことを確認され、さらに定期的な見回り、点検の実施など、町民の安全、安心に配慮した行動で、安心をいたしました。

また、太陽光発電においても、今後、先々のことを見通し、問題の起きる前に町としての条例等の対応もお願いし、質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月光彦議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

それでは、通告をしましたように、2問の質問を行っていきたいと思います。

最初の質問は、中部横断自動車の騒音対策についてです。

地域住民の長年にわたる願望であった中部横断自動車道の開通。静岡県を起点に、山梨県の甲斐市を經由して長野県小諸市に至る132キロメートルの高速自動車道ですが、とりわけ県内は全線開通となりました。

開通により、その周辺地域における生活・産業・観光面の活性化・水害時の交通寸断の対応改善・地震災害時の緊急輸送路の確保・高次医療機関への迅速な移動が可能となることで、さまざまな形で生活の利便性効果が期待されての今年8月29日の全線開通でした。

しかし、期待の中で目映く写っても沿道に暮らす住民の「騒音」という悩みや苦情も聞こえています。

この間、水道環境課に相談依頼し騒音調査を実施していただきましたが、環境省の騒音に係る環境基準であります。昼間は70デシベル、夜間は65デシベル以上に値しませんでしたという回答を受けました。

計画から開通まで「君は太平洋を見たか、僕は日本海が見たい」と可能性を秘めたキャッチコピーに魅せられ感じる中で、路線確定後の土地の提供・協力と工事に対し地域住民は、難工事からの工事騒音や交通の不便さをも理解し、その協力で克服してきました。

基準値内であるという言葉だけでは、地域住民は納得できないと思います。冬期の富士川に

架かる橋の走行対策などもあるでしょうが、速度を上げる柳島、片葉・根方、南部・本郷地内の切通し箇所の追い越し車線付近は特にひどいとのこと。「騒音」を解決するため、早急に対策を施していただきたいと思います。

また、それらの要望を含めて今後もあらゆる条件下に基づいた緻密な調査の継続を実施してほしいと思いますので、その旨を国土交通省に利用者と地域住民の要望として早急に申請していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

9番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

水道環境課長の答弁を求めます。

遠藤水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

小泉昇一議員の最初のご質問をお答えいたします。

騒音対策について、町のこれまでの対応であります。地域の要望を受けて柳島地区、天王区で職員による騒音測定を区長と協議の上、交通量が一番多い時間帯に絞って、それぞれ2カ所で連続30分間の調査を行いました。生活騒音と言われる基準値を超える値とはなりません。

このことはすでに区長に調査結果とともに回答しております。しかしながら、高速道路沿線の地域住民の皆さまの理解を得るために、国土交通省、山梨県森林環境部、NEXCO中日本と現在協議を行っております。

協議中のため、最終的な回答には至りませんが、騒音規制法の第17条によれば、騒音の大きさの測定を行い、その測定内容により生活基準が著しく損なわれると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できるとあり、要請以外にも調査を行った上で必要があると認められるときは、道路の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができるとありますので、今しばらく協議の結果をお待ちいただきたいと思います。

この協議のいかんによって、騒音測定の調査費を予算計上し、要請または意見を述べる準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

遠藤水道環境課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

大変に前向きな真摯な答弁をいただきました。しかし、ご承知のとおり、国道52号線、身延町に入る相又川沿いの小田船原から梅平に架かる夫婦橋、その橋の住民が暮らす側には落下防止、騒音防止のネットが張られております。そして、水道課長が答弁したように、平地内、真篠地内、楮根地内、柳島、南部、本郷、中野地内の2階家に住む若者世代は子どもの寝かしつけ、さらには中学生、高校生、試験勉強に集中している皆さんが住んでおります。非常にその離れた2階の部分の騒音がひどいということです。

前向きな答弁をいただきました。今後も、小さな声に、住民の声に耳を向け、頑張っていたきたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

南部町簡易水道事業経営戦略が今年の3月に水道環境課より提出されました。人口が減少している中で苦慮しながらも施設の老朽化を繰入・繰出に苦悩し、一般会計から調整しながらも計画的に、効率的改善経営していくとのことですが、基本理念として、「町民の誰もが利用できる安全・安心な水道の維持」からも目標として掲げてあり、地域防災計画から被害を想定し耐震化工事を施工されていると思いますが、今、日本列島はどうなっているのかというくらいに、南から北まで地震速報がテレビで報じられております。

また、当県の大月市での地震も記憶に新しいところでございます。そして、先の和歌山市の紀の川に架かっていた「六十谷水道橋」の崩落事象も記憶に新しい現象です。

住民のライフラインの寸断ということで、マスメディアも1カ月以上にわたりそのことを取材報告していました。

そこで、大切なことです。今現在進めている管路・施設はどのくらいの災害規模に対応できるのか、町民が当たり前で周知できるよう数字で報告していただきたいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

9番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

水道環境課長の答弁を求めます。

遠藤水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

改修中の管路の耐震度について管路・施設はどのくらいの災害規模に対応可能かというご質問ですが、昨年度策定いたしました「南部町簡易水道事業経営戦略」に基づき、耐用年数を迎えた送配水管は、耐震管への布設替工事を計画的に進めております。

現在布設替えて使用している送配水管は、準耐震管を含むと町全体で約16%、そのうち耐震管と言われる水道用高度ポリエチレン管などは、全体の5%に留まっております。

配水施設については、平成9年以降の水道施設耐震工法で設計されたものが、震度5から6の地震には対応できるよう設計されております。

町が運営する9つの簡易水道事業施設と、6つの小規模水道事業施設で、全管路が耐震構造になっている施設はございません。

大規模な地震が起きた時、耐震構造以外の箇所での破損によりライフラインがストップする事態も想定されます。

そのような最悪の事態が発生した場合でも、配水施設には急激な漏水に対しての流れを止めるための緊急遮断弁が設けてあります。この働きにより配水池が破損しなければ、残された浄水をしばらくの間は住民に届けることが可能となります。

また、町の水道事業者が被害に遭わなければ順次復旧作業に入りますが、被害状況が大規模

な場合には、ライフラインがすべて復旧するのに、長い時間を要することも想定されます。

災害時の対応施設として整備した、富士平地区の中央第6送水施設があります。

停電時でも固定式発電機により配水池への送水機能を有するほか、施設内に滅菌機と給水栓を完備した災害時の拠点施設として、令和元年度に完成しております。

水道施設を耐震化して、ライフラインの確保ができれば良いわけですが、大規模な費用と時間を要することになります。

災害時に給水活動ができる施設などを経営戦略に盛り込みながら、今後も計画的に水道施設の更新を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

遠藤水道環境課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

大変に丁寧な答弁をいただきました。

しかしながら、町長の施策の中で、峡南地区の他町に負けない子育て支援、さらには高齢者の社会福祉充実をしております。私が過日の会議の中に出席したときに、ある女性がこんなことを申しておりました。

私は、勤め場所が富士宮ですけど、若いお嫁さん年齢の人たちに、南部町は住みよいところだよと、そんな発言をして呼びかけているそうです。ですからその2つは、南部町は他の町に負けないすばらしい条件があります。しかし、移住を考えると、生活環境というものもしっかりと見極めて、呼びかけをすれば、十分な移住も考えられると思います。

頼りになるのは行政の皆さんの手腕です。どうか今後も引き続いて、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

私のほうから2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、石合地域整備計画の進捗状況と今後の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

南部町合併前の富沢町の時代、木材の生産拠点を町に置き、明治以来、100年にわたりまして、林業の発展に寄与してきた森村産業株式会社から、石合地域7.5ヘクタールの土地等不動産について、平成11年1月に寄付の申し出があり、町が3月に採納しております。

同時期に、百年を超える杉、ヒノキなどの美林約20ヘクタールをはじめ、1千ヘクタールの広大な「石合の森」を山梨県が購入しました。

県では、富士川支流、石合川の水源林としての公益的機能を発揮することや、峡南地域の林業活性化のための、安定的な木材供給など、大きな役割を担う森林として位置づけ、高齢級森林の間伐を進める森林環境総合整備推進事業や、森林資源高度化モデル事業などを導入し、積極的な整備を進めてきております。

森村産業では974ヘクタールの原野を、地域住民の協力を得て模範的な人口民有林を完成させ、石合地域に製材所や働く人々の集落ができ、太平洋戦争後の復興に向けた住宅再建の資材提供と、地域の活性化に大いに役立ちました。

年月が流れて、林業経営は大変厳しく、冬の時代を迎えることになり、造林地は山梨県へ売却し、宅地等平坦地は合併前の富沢町に寄贈されました。

その場所には製材所や事務所、森村産業の社宅等があり、石合川のせせらぎが聞こえ、鉱泉が湧き出し、四季折々の自然が楽しめる素晴らしい場所です。

町として平成11年には山梨総合研究所へ石合地域整備構想基本調査を委託し、平成14年3月にはノリタケカンパニーの協力を得て、造林記念碑が建立され、記念式典が開催されたところであります。

構想では森林記念公園として、この地域の環境保全を主体とした整備が計画されたとなっておりますが、時代が経過し、上に中部横断自動車道も通っております。こうした開通などあつて、当時のままの計画で進めることはできないことは十分承知しております。

しかしながら、わが町において、森林環境を守り林業を活性化させることは、時代を経ても不変であると考えております。

そこで、石合地域周辺整備についての進捗状況と、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

2番、望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

石合地区周辺整備についての進捗状況と今後の取り組みについてのご質問であります。まず現在の状況につきましては、中部横断自動車道の残土を埋め立て盛土し、石合地域の事務所・製材跡地と、集落跡地の2カ所が活用されておりますが、その多くは未利用のままとなっております。

議員ご質問の、町の森林環境を守り、林業を活性化させることは、森林の町である本町としましても、重要課題として取り組むべきものと認識しております。

現在、県有林、「石合の森」は、計画的な間伐等整備を行っており、安定的な木材供給と公益的機能が発揮できるよう積極的に事業を進めているところであります。

町といたしましても、整備計画に協力しながら町有地の利活用を進めてまいります。

また、県による町有地の活用について依頼があった場合には、率先して応じてまいりたいと思います。

石合地域の整備につきましては、林業以外での利活用を含め、寄贈してくださった方の意思に沿えるよう、今後検討してまいります。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

石合地域の森林整備については、県の整備事業との連携によって進めていただくことで、森林事業の人材育成と林業振興につなげていただきたいと思います。

補正予算の中でも補正が組まれておりまして、林業の振興という形で活用されるといいかと思えます。

それから、盛土につきましても、先ほど、企画課長のほうで説明がありましたとおり、しっかり点検をしていただいて、崩れることのないように、大きな地震等があると想定外ということで、崩れることも懸念されますので、しっかり点検を行っていただきたいと思います。

また、実は記念碑周辺に行きましたところ、草と雑木で覆われておりまして、議員仲間に声をかけ、草刈りをさせていただきましたが、1年に1度整備をしていただいて、森村産業さんや、大手企業のCSR活動、そうした形で企業の応援をいただくような形も望ましいかなと思えます。

日本全国に紅葉がきれいな場所がたくさんありますけれども、1年、2年で、なかなかいっぺんにはできません。しっかり準備をして、長い時間をかけて後世に自然、環境保全をしなから残していただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2つ目の質問になります。

第2次南部町総合計画では「本町は、この恵まれた自然を保全し、資源としての魅力を引き出し、活用することにより「自然を生かす町」を目指します。」としております。

国では、森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであることから森林環境税・森林環境譲与税を創設しております。

用途について、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備に関する施策に要する費用としております。

南部町においても、森林環境譲与税を利用して、いくつかの施策が進んでおりますが、これまで手入りが十分に行われてこなかった森林整備が進展することで、林業従事者の育成や雇用の創出、森林が整備されることで、里山近くの有害鳥獣被害の減少にも繋がるのではないかと考えます。

また、都市部の市区等が南部町で生産された木材を利用することや、自治体間連携により、交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解や、町の振興等につながることを期待されます。

国民からの納税が始まる令和5年までの間は、交付税および譲与税配付金特別会計における森林環境譲与税として充当されることになり、すでにこの財源を生かした取り組みは全国各地で進められております。譲与額は、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加する設定になっております。

こうした中で、南部町としてどのような森林環境譲与税の活用を考えているか伺います。

○議長（遠藤光宣君）

2番、望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、森林環境譲与税の活用についてのご質問であります。森林環境譲与税は、手入れ不足の森林が全国的に増加する中、平成31年4月から「森林経営管理法」に基づき「森林経営管理制度」がスタートいたしました。

同法により「森林環境税」、「森林環境譲与税」が創設され、その目的は議員ご指摘のとおりでございます。

これまで森林環境譲与税を財源として、令和元年度から竹林整備補助事業や、木材利用推進事業として、小学校用机・椅子への木材利用、モデル地区を設定した森林経営管理制度事業を行ってまいりました。

令和2年度の実績といたしましては、竹林整備事業149万2千円、森林経営管理制度に基づく意向調査および南部地区の全体計画の作成委託業務に905万円を充当し、それ以外の2,549万6千円につきましては、森林環境譲与税基金として蓄積しております。

令和3年度につきましては、竹林整備事業に300万円、森林経営管理制度に基づく集積計画および富沢地区の全体計画の作成業務に1,804万9千円の充当を予定しております。

今後、林業事業代表、木材生産業代表等で構成する「南部町森林環境譲与税活用検討協議会」を設置し、林業経営管理に関する情報共有や、森林整備事業の優先順位の決定、森林所有者への事業展開などについて協議してまいります。

また、森林環境譲与税を活用した新たな事業や、町内の森林整備の促進や、担い手育成のあり方についても協議検討し、森林環境の保全と、林業振興の方向性を決定してまいります。

議員ご指摘の、自治体連携や都市住民との交流を通じた森林整備への取り組みの可能性につきましても、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

先ほども言いましたとおり、森林環境譲与税を活用した取り組みについては、すでに数多く全国で実施をされておまして、この事業についてはホームページで紹介するという形になっておりますので、こういったまとまった資料も総務省、林野庁のほうで出されております。全国でこんな事業をやっているよというものがいくつか出ております。こういったものも参考にさせていただいて、行ってもらいたいと思います。全国では89キロの作業道の開設等もされ

ております。南部町でも竹林整備、あるいは計画づくりのために活用されているということが、今日は確認できました。

できれば荒れている林道や、作業道の整備、作業道から林道への格上げ等の活用、積極的な取り組みを進めていただきたいと思います。

隣の静岡県の川根本町におきましては、台風等の自然災害に伴い、道路や電線等のインフラ施設に被害が出るのを未然に防ぐために、野生鳥獣の集落への侵入を防ぐための整備等を併せて、この事業を活用し、16の地区からうちもここを直してもらいたいという要望が出たそうです。

南部町でも集落周辺の森林が荒廃したために、シカやイノシシが荒れた里山近くに住み、猟友会の皆さんが頑張ってくれていますが、鳥獣被害が続いております。

住宅地の近くの森林が、また大きくなって整備されないことで、朝日がさす時間が遅くなり、1日の日照時間が短くなったとの声や、川や道に木や草が覆いかぶさり、台風等の大雨発生時には倒木や土石流等による災害につながることも懸念をされます。

こうした地域の課題解決へ活用も可能かと思いますが、ぜひ協議会の中で検討をしていただきたいと思います。

最後に、協議会の委員構成としましては、先ほど課長の答弁の中に、林業関係者を中心としてというお話がございましたが、災害防止や都市部との交流、自治体連携等も考慮した中で、幅広い委員の構成をぜひお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

いろいろ聞きまして、先ほどの石合地区の開発について、これからのまちづくりの中で、どうするかいろいろ頭に模索しています。

そして今、中部横断道ができたことによって、この町がいろいろ見直されてきています。そうなる、あの地区というのは非常に観光面でも有効です。それは当然頭にあることです。それからもう1つ、森林環境税の問題ですけども、これは思ったほどお金が入りませんから、大きな財源であるならば、全国でもいろいろな災害がありますが、その時に土砂災害を防ぐためにも、前から路網整備について言っているんです。徐々に今ある分をためていながら、そして先ほど議員がおっしゃったような形での方向に進んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

私からは、この前の質問でもお伺いしたタケノコ生産についてお伺いしようと思います。

この町でタケノコの生産量を増やすことができれば、生タケノコから加工製品を通じて、通年の販売が可能で、町の経済の好循環の基軸となりえるタケノコの生産について、中長期的な

生産拡大についてお伺いします。

第二次総合計画の3つの基本計画の中に恵まれた自然を保全、資源としての魅力を引き出し活用することで「自然を生かす町」を目指す。

また、農業の推進においては、農業の自立性を高めるため商品産物として特色ある農産物の生産活動が必要とあります。

しかし、前回の一般質問において高齢化、若者の第3次産業への流出、自然環境の変化、鳥獣被害などで農産物の生産拡大は非常に厳しいものがあるとの回答でした。

しかし、町の未来にとって特産品、中でも町のシンボルでもあるタケノコを生産拡大は非常に重要で必要不可欠だと思っています。繰り返しの質問にはなりますが、町の中長期的な竹林整備、管理、生産拡大についての計画をお伺いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

3番、望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、望月小五郎議員からの、中長期的な視野に立って、特産品であるタケノコを生産拡大への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

このタケノコにつきましては、豊作の「表年」と、不作の「裏年」を1年ごとに繰り返しており、今年度は裏作であり6.7トンの出荷量でありました。

生産拡大を図っていくためには、「裏年」の収量を何としてでも上げなければなりません。そのためには、生育環境を整えるための竹林整備や、親竹の管理、栽培技術の研究など、多くの課題を克服することが重要だと言われております。

これらの財源に森林環境譲与税を活用し、竹林整備事業では、助成金の上限が30万円、補助率を10分の9として交付を行い、取り組みを後押ししております。

令和2年度の実績では、申請件数が9件、実施面積が2.56ヘクタール、令和3年度は12月1日現在におきまして、申請件数が25件、実施面積が4.24ヘクタールとなっております。増加傾向にあります。

今後も竹林整備事業の周知等を徹底し、竹林整備事業の拡大に努めてまいります。

また、収穫量増加に向けた、肥培方法や親竹の仕立て方など、生産技術の向上のための、福岡県での取り組みにも学び、町内産タケノコの安定供給を目指してまいります。

タケノコ生産の担い手につきましても、JAやNPO法人タケノコ研究会等の生産者と連携し、出荷時の掘り手不足の解消にも努めてまいりたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

非常に丁寧なご回答で、恐縮しています。

4.24ヘクタール、今年整備されるということで、分かりやすく坪数で言うと、1万2,826坪の竹林が整備されているということになりますので、非常に生産量アップが期待され

と思っています。

ただ、先ほど言いましたように長期的に見て、町が必要とする、この町を活性化していくのに必要とする生産量には、森林環境譲与税を活用しての整備事業だけでは限界があるのではないかと考えています。

竹林所有者、その地域の住民の皆さまの積極的なご協力が不可欠であります。生産可能竹林の整備と造成を繰り返し、収穫維持まで管理され、確実に生産拡大につなげていかなくてはならないと思っています。

そのためには、回答にもありましたが、JAやNPO法人といった民間法人組織を中心とした整備事業も実施していくことも必要だと考えられます。

力を合わせてタケノコを育て、整備された道路でタケノコ、観光目当ての来町者を増やし、地域を活性化させ、さらにはタケノコ農産物のヒット商品を開発し、ふるさと納税を伸ばし、実財源アップにつながればと切に思っています。

タケノコ生産は、もう何十年も取り組んで、山あり谷ありますが、必ず成功できるものと思っています。

われわれも率先して汗をかいていく覚悟です。これまで以上の取り組みをお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、木内秀樹議員の質問を許します。

木内秀樹議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

それでは、質問させていただきます。

1問目の質問は、バイオマスガス化発電の稼働状況と緊急時、防災拠点への電力供給について、本年5月21日に竣工式を終え、6月中旬より商業運転を開始するとのことでしたが、原材料が不足気味と聞いております。また、一般の方が間伐材を持ち込もうにも余りにも制約が厳しいとも聞いております。

それぞれの材料の規格も緩和することができれば、原材料の不足も多少なりとも回避されるのではないかと考えられますが、現在の状況は、規定どおり稼働されているのか伺います。

○議長（遠藤光宣君）

6番、木内秀樹議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、木内議員からの、バイオマスガス化発電の稼働状況と緊急時、防災拠点への電力供給についてのご質問ですが、まずこの発電施設は、公民が連携した形で事業推進しておりますが、あくまでも民間企業であることをご理解いただきたいと思います。

そこで、合同会社南部グリーン・エナジーの代表者に、現在の状況を確認したところ、四季による気温のアップ・ダウンがあるため、1年間を通して機械の調整を行い、2年目以降は

24時間フル稼働で発電を行っていくとのことであります。

現在は10日程度24時間連続稼働し、4日程度機械調整を行っているとのことです。

町との取り決めとなっている、緊急時の防災拠点への排熱と電力供給につきましては、通年を通じた機械の調整確認したのちに、アルカディア体育館への排熱利用設備と電源の接続を行っていく計画となっております。

また、原材料につきましては、フル稼働時には月約600トン程度の材料が必要となってくるとのことでありますが、現在は月80トン程度しか調達することができていないとのことです。

南部グリーン・エナジーでは、今後、町内ばかりでなく、町外へも原材料の調達を図っていくとのことですが、できうる限り地産地消で賄うために努力するとのことであります。

森林経営計画に基づいた未利用材につきましては、買い取り価格が1トン当たり7千円となっております。その他間伐材についても、今後買い取りを進めていくとのことでありますが、搬入木材には、いくつかの制約があるとのことで、分かりやすいチラシなどで周知しながら、原材料の収集拡大を図るとのことであります。

町といたしましても、森林環境の整備につながるような未利用材の搬出経費には、森林環境譲与税の活用により、安定した燃料供給が進むような支援を検討していきたいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

前回に引き続きで、今回も質問させていただきました。

チップ施設を施設上調査しましたところ、やっぱり間伐材の入荷は少なく、不足気味であるということが分かりました。

また規格の緩和や、提案なんですけども、広葉樹や、竹なども使用できないかと提案いたします。

また、緊急時の防災拠点への排熱と電力供給ですが、以前、富岡地区で数日にわたる停電を経験し、大変な思いをしました。予期せぬ未曾有の災害が全国いたるところで発生しております。体制が整いましたら、町民の生命と安心の観点からも、早急に取り組んでいただけるよう指導願います。

いずれにしましても、安定した燃料供給が前提となりますので、先ほど町長も森林環境譲与税の使い道に触れておりましたけども、活用していただいて、これからも支援をお願いしたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

それでは、2番目の質問をいたします。

指定管理施設、「山水徳間の里」の運営状況と、町長が求める施設像への対応について、「山水徳間の里」が新たな指定管理者の管理運営により、平成31年4月1日から開始され、3年8カ月ほどが経過しました。一方「道の駅とみざわ」は新たな指定管理者が承認され、施設内のリニューアルを行い、本年10月2日から管理運営がスタートしたところであり、現時点では順調な滑り出しではないかと感じております。指定管理者の変更をしたことは、町長の町を発展させるんだという、強い思いとその決断には誤りはなかったものと思います。「地域のための道の駅」をコンセプトに掲げている訳でありますので、ますます活性化していくことに大きな期待をいたします。地元産の食材を使った惣菜や生鮮食品を扱うコーナーを新設し、食堂メニューも一新、利用者のための日替わりメニューや本町特産のタケノコを使ったハンバーガーなども販売、さらにはテイクアウトも始め、内容を新たに運営を進めているところであります。

「地域のための道の駅」でありますので、地域の人々が何を求めているかなど、課題を探究し、その目標に向かい利用者増に繋がる運営を図っていただきたいと強く思うところです。

さて、私は今回冒頭申し上げました、「山水徳間の里」の運営状況と町長が求め考えている理想的施設像が、この3年8カ月ほどの経過の中で、その達成に向け着実に運営されてきたのか、質問をいたします。

当施設は「そば処」をはじめ、他施設の運営や利用者の声などを集約する中で、今の状況をどのように感じ、捉えているのか。また、町は多額の指定管理料を支出している訳でありますので、費用対効果も重要な指針であります。指定管理期間満了の5年間を控え、描いていたとおりの施設像であるかお聞きしたい。

また、コロナ禍により利用者の出足が減少したということも耳にしますが、「山水徳間の里」は四季を通じて利用客があっておかしくない施設でありますし、四季の利用をどのような形でPRしているのか、町の対応や助言についてその対策、指定管理者との話し合いや協議を接点として持っているのか、年度を通じ事業実績や決算等の報告を検証し、町としての意見等を反映していると思いますが、書面検証のみにとどまって終わってしまっているのかお聞きしたい。

指定管理料などの予算も大事ですが、運営を向上させることは最も重要であり、5年間できれいなく期間を満了するということでは、指定管理施設の発展はないと考えます。

最後に、すべての指定管理施設において、これから発展させることを切に願いますが、運営等において町は助言や指導に最大限の力を注いでいただき、町の活性化を図っていただきたいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

6番、木内秀樹議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、指定管理施設「山水徳間の里」の運営状況と町長が求める施設像への対応等についてのご質問についてであります。まず現在の運営状況であります。そば処ひのきにつきましては、令和2年度のコロナ禍における利用客は前年度から約3割減少し、2,632人の利用客となりました。今年度は10月末現在において前年度比で2割増加し、1,752人

となっております。

釣り堀・つかみ取りの利用客につきましては、前年度は7月から9月までの利用客に留まっておりましたが、今年度は指定管理者、(株)富士グリーンホテルの宣伝活動の効果が表れ、5月には125名、その後毎月利用客がありまして、10月の利用客が73名と、着実に月ごとの利用数は増加しております。

バーベキュー場の利用客につきましては、前年度と横ばいで推移しているところであります。

キャンプ場につきましては、コロナ禍やアニメなどによるキャンプブームもあり、10月末現在において、前年度の5倍近い468名の利用客となっております。

竹工房の利用客につきましては、令和元年・2年度は利用客はありませんでしたが、今年度は5月に10名の利用客がありました。

事業収支につきましては、指定管理料を含め、令和元年度は20万1,063円、令和2年度は8万2,117円、令和3年度は10月末現在におきまして前年度比で5%増の収益となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大により利用客はいまだに低迷している状況が続いておりますので、四季折々の渓谷美を多くの皆さまに堪能していただけた状況とはなっておりませんが、指定管理者のさらなる努力と、町からの情報発信による支援のほか、奥山温泉の宿泊滞在を組み合わせて、さらなる誘客に努めてまいります。

事業実績の検証についてであります。指定管理者との基本協定の中で、利用者数等の利用状況、事業の実施状況、利用料金収入の状況等の収支状況を、毎月末日までに前月の報告をすることとなっております。町もこれらの書類を検証し、指定管理者との話し合いを不定期に行っているわけではありますが、施設管理上の問題点に偏っているようにも思われますので、定期的な意見交換の場も検討してまいりたいと思います。

また、指定管理者の企画力により施設の魅力を高めることは当然のことではあります。道の駅とみざわ等による基幹観光施設を拠点として、SNSを利用したイメージ戦略も強化しており、富士川渓谷の素晴らしさのPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長 (遠藤光宣君)

若林産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員 (木内秀樹君)

たまたまなんですけれども、12月9日の山梨日日新聞に、指定管理制度見直し、長崎知事事業検証改定を促すという記事が載っておりまして、2、3抜粋しますと、県有施設の指定管理制度を見直す方針を明らかにした、検証が十分ではない部分があった、改善が必要な場合は指定管理者任せにせず、県が最後まで責任を持たなければならないと述べております。

何と言ってもわが町には自然豊かな四季折々の渓谷美があります。特に富士川渓谷は山水徳間の里、奥山温泉を活用してハイキングですとか、自然観察を今はスポーツ感覚で楽しむので、ウォッチングやキャンプ場など、観光に根差して誘客できれば、本当に町も活気づくのではないのでしょうか。

先ほど課長のほうからもありましたように、町からも情報発信を支援するとともに、もっともっとSNS等を利用して、PRしていただきたいと思います。

また最後に、指定管理者との意見交換の場は、定期的に持つことにより実績等を検証できる場になると思いますので、ぜひとも実行していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

ここで町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

質問、ありがとうございました。

実は私も、指定管理者をいくつかやっています、非常に気になっております。特に山水徳間の里は、時々行くんですけども、先週、直接高橋社長とお話をしました。社長どうですかと言ったら、今のキャンプブームの中で山梨県を対象にした人気ランキングの雑誌があるんです。その中で、山水徳間の里は県下ナンバー1です。

それを聞いて安心しまして、そして実際どうなんですかと伺ったら、土日はもう満杯ですと、そんな話で、これはコロナ禍で大変だったんですけど、徐々にその効果は表れてきていますね。そしてもう1つ、うれしかったのは、来たお客さんたちが、道の駅とみさわで惣菜や野菜を買ってそれを使ってキャンプ場で過ごすということですから、これから大変、私は面白くなるのではないかと思っていますし、もちろんわれわれは指定管理ですから、町としてもしっかりと対策を練っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、木内秀樹議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日15日、水曜日には本会議2日目、現地視察を行います。

午前9時開議となりますので、議員の皆さまは、午前8時45分までに控室にご参集くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

---

散会 午後0時12分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年12月14日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長                      遠 藤 一 明



令和 3 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 5 日

令和3年南部町議会第4回定例会（第2日目）

令和3年12月15日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

11番	高橋茂広	1番	芦澤潤一郎
-----	------	----	-------

5. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明



開議 午前 9時00分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年南部町議会第4回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和3年南部町議会第4回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 高橋茂広議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

〈現地視察〉

---

○議長（遠藤光宣君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明後日17日金曜日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

---

散会 午後3時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年12月15日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

高橋 茂 広

会議録署名議員

芦澤 潤 一 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

令和 3 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 7 日

令和3年第4回南部町議会定例会（第3日目）

令和3年12月17日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第80号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第81号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第82号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第83号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之  |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟   |
| 5番 望月郁夫  | 6番 木内秀樹  |
| 7番 遠藤高芳  | 8番 望月光彦  |
| 9番 小泉昇一  | 10番 仲亀佳定 |
| 11番 高橋茂広 | 12番 遠藤光宣 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

- |         |          |
|---------|----------|
| 2番 望月憲之 | 3番 望月小五郎 |
|---------|----------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	仲亀哲也	アルファーセンター所長	青木正和
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也	アルカディア課長	尾崎龍次
福祉保健課課長補佐	望月文広	福祉保健課課長補佐	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第4回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、一昨日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

富士宮市にある株式会社ふもとつばらの森林活用と一体となった林業経営と、キャンプ場を核とした施設運営について、現地へ赴き確認をまいりました。

ふもとつばらは東京ドーム5個分の総面積約24ヘクタールの平原に、最大1,500張りの広大なキャンプ場のほか、宿泊施設も備え、体験学習、ジビエ料理やバイオマス、ボイラーによる熱利用とさまざまな事業展開を実施しております。

「すべての人に自然の中の生活を」をコンセプトに、訪れる多くの人々に癒しのひと時を提供しておりました。

社長の竹川さんは、本町に大変ゆかりのある方ですので、今後、町とも提携をしていただき、自然を生かした事業を展開していただけることを期待しております。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げるとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和3年南部町議会第4回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 望月憲之議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（遠藤光宣君）

提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、日程第2 議案第76号から日程第8 議案第82号まで、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

日程第2 議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。

南部町国民健康保険税条例について、質問させていただきます。

これについて、該当する人数、金額または公費などは使われるのか、そこらへんをお聞きしたいと思いますので、ご説明願います。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

木内議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険の対象者の人数ですが、加入、離脱によって数は変動いたします。

令和3年10月時点で、未就学児の該当者が17名ございます。減額の見込みとしまして21万6,150円が減額になる見込みです。

なお、公費負担につきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で公費負担をする形になっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、議案集4ページをお開きください。

日程第3 議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月です。

南部町手数料徴収条例について、これはアスベストの関係の給付金の支給に関する法律に伴って無料にすることだと思ふんですが、今までにこういった相談というのは実際にあったのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

内容については、あまりこちらのほうでは把握はしていないんですけども、法律は公布されましたが、法律公布から1年以内に詳しい取り決めがされるということで、現在はまだないかと思われまふ。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案集6ページをお開きください。

日程第4 議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第78号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第5 議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、11ページから12ページについて、質疑はありませんか。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

11番、高橋です。

歳入12ページ、一番上の16款県支出金、4目農林水産業費県補助金のうちの1節農業費補助金の農業次世代人材投資資金交付金事業について、この内容の説明をお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、高橋議員の質問にお答えいたします。

今年度は、朝日地区におきまして、認定新規就農者に就かれた方がおります。

国の農業次世代人材投資事業補助金があり、経営開始から3年間で年間150万円の補助金、4年目から5年目につきましては120万円の補助金が交付されるということになっております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

今、説明を受けたわけですけど、年齢制限等、何か交付できない要件などはあるんでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

年齢制限は49歳以下ということになっております。

○議長（遠藤光宣君）

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

いい制度だと思うんですけど、そういう年齢制限があったら、受給要件や交付要件に合わないようなこともあるかと思います。そういうことを現場の声として、もっと国・県のほうに、受給要件の緩和、そういうことを働きかけていただくものもいいんじゃないかなと考えます。

また、こういう補助制度があるよということを、町民の皆さんに知ってもらうということも必要なことではないかと思いますので、これは産業振興課だけではないですね、ほかの課長さんたちも含みますけど、やはり知ってもらうことに意味があるので、こういうことをもっと町民の皆さんに周知する方法を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

今後、広報、FM告知放送等も通じまして、町民への周知をまた検討したいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

15ページから24ページについて、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

19ページの5款2項2目の18節、南部町林業成長産業化対策事業費補助金に500万円が計上されていますけど、大切な町民の税金を投入するのですから500万円に至った経緯と根拠について、説明をお願いいたします。

それから、南部町の森林組合においては、経営状態も県下の森林組合では、トップの利益を得る組合であります。さらに現在は木材の高騰により、価格も今まで以上に2倍から3倍の高値で取り引きがされているということも聞いております。

今まで以上に高利益が見込まれるものと考えますが、このように高利益が生じた場合、森林組合として補助に対して町にどのように利益還元を考えているのか、このへんについての話し合いはされたのか、詳細の説明をお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員のご質問にお答えいたします。

補助金が500万円に設定された経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の南部町林業成長産業化対策事業費補助金につきましては、9月定例会での林業振興のための財政支援拡充を求める請願の採択を受けまして、補正予算へ計上をしております。

請願にありました町の主力産業である林業および木材産業の経営健全な発展と町産材利用の推進を図り、町産材のさらなる付加価値の向上と、上質な町産材製品等の供給体制の強化に取り組んでいる南部町森林組合に対しまして、財政支援を行うことといたしました。

また、補助金の算出根拠につきましては、まずその財源といたしまして、国の森林環境譲与税が活用できないか、県に相談をいたしました。

市町村に譲与される森林環境譲与税の用途につきましては、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律第34条に規定されておまして、森林の整備に関する施策、森林の整備を担う人材の育成および確保、森林の有する公営機能に関する普及啓発、木材利用の促進、その他、森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされているため、今回の補助金の財源とすることは、他県等の動向を見ながら慎重に検討すべきとの回答をいただき

ました。

そこで、町が単独で補助を行う場合の根拠につきましても相談したところ、県の林業成長産業化総合対策交付金等交付要綱を参考にすることと助言をいただきました。

この補助金等交付要綱は県により、事業の指標や計画等の事業構想、事業計画を作成し、国からの認証を得たのち、事業を実施することとなっております。

実際の事業実施となりますと、国からの認証を得なければならないために、ハードルが極めて高く、南部町森林組合単独では県による事業構想、事業計画の作成を行うことは難しいとのことでありました。

そこで町では、高性能林業機械や、施設整備に関するこの国の補助金等交付要綱を参考にいたしまして、単独の補助金交付要綱を作成いたしました。

県では、森林経営法における森林整備や、意欲と能力のある林業経営体として認定する制度を行っております。

南部町森林組合は、この認定を受けております。補助金交付要綱作成に当たり、これらの事業体が行う森林経営管理事業を補助対象にすることとし、事業の目的達成のための高性能林業機械整備および木材加工流通施設整備に要する経費について、補助率は2分の1とし、補助金の限度額を500万円といたしました。

補助率を2分の1といたしましたのは、国庫補助が活用できないことから、国に代わる制度として、同様の補助率としております。

また、事業完了、翌年度から起算して3年の間は補助対象財産の使用計画、使用実績を調査年度翌年度の4月末までに報告することとしております。

要綱では、県の登録を受けた意欲と能力のある林業経営体、あるいは育成経営体が補助対象事業と規定してありますので、森林組合に特化したものにはなっておりません。町内のこれから民間林業経営体にも活用することが可能となっております。

また要綱には、災害等有事に際し町が行う災害復興等、公共事業に資することができる町長が判断した場合には、補助対象者は速やかに提供し、その利用に関し協力しなければならないと規定をしております。

以上になります。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

森林組合との取り決めみたいなことは特にないんですか。例えば利益が出た場合に、町のほうにこんな形で還元するといった具体的な対応はないということですか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問にありました利益供与というのはありませんで、あくまでも林業整備に関する事業体を補助する制度ということとなっております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

町の税金の500万円を使うということなんですけど、その審査等の方法というのは何があるんですか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

審査につきましては、交付要綱があります。それにはいろいろな添付資料を付けていただくわけではありますが、そういったものを精査いたしまして審査をするというようなことになっております。

○議長（遠藤光宣君）

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それは誰が審査をなさるんですか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

町の代表者であります町長ということになっております。

○議長（遠藤光宣君）

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

今、課長が報告しましたけど、町長1人ということによろしいんですか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

それは町長ということではありますけど、職員で判断するということになります。

○議長（遠藤光宣君）

小倉秘書政策監。

○秘書政策監（小倉弘規君）

それでは、ただいまのご質問でございますけど、ありとあらゆる補助金がすべてそうございますけど、最終決定権者は町長になります。それではどういう基準かということ、確かに交付要綱というものもございますけど、町が単独で行う場合はそこに公益性があるかというところが大変な重要になってまいります。その度合いが、高い、低いということはありませんけれども、やはり一つの事業へ、先ほどおっしゃったように税金を投入するということになりますので、住民のいわゆる公の皆さん、それから社会一般の皆さん、不特定多数の方にそういったこの事業を実施することによって、利益がもたらされるかということ判断の基準といたします。

それで、職員は査定段階で町長にこういった効果が見込まれるということを話します。

そうしますと、次は、財政課のほうでその財源が確保できるのか、できないのか、どういっ

た仕組みの財源を活用したらいいのかということを検討して、町長の指示によってやるという手順になってまいりますので、あくまでもその公益性の行程、すべて高くなければだめかということではありませんけれども、1つの事業実施の判断基準として、公益性を念頭に置いて事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、政策監が言ったように、それが基本なんです。そして今回の件は、皆さんにもお話したように、極めて公益性の高いものですから、これを町の将来を考えたときどうだという判断ですね。そしてもう1つは、この2年間、火祭りが中止になりました。そのために森林組合はかなりの被害を被っているんです。1回やるということでそのまま放っておきますと、森林組合としては相当マイナスですから、これが2年も続きましたし、そういうことも若干、今回の査定の中に考慮いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

関連で、ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

金額的に、どうのこうの言うつもりは毛頭ありません。要するに町で町長をはじめ、その関連の人たちで決めた金額ですから、その金額に対してどうのこうの言うことは特にありませんけれども、実際に森林組合は、何回も言いますが優良な森林組合なんです。県下でも非常にいいということで、利益水準もだいぶ上がっています。

こちらで心配するのは、何で利益を得たときに町へないかという質問をしたんですけど、実際に利益を得ながら株主さんへの配当もここ1～2年下がっているんです。そういう高水準な利益を得ながら、株主さんに対しても今までと同じような状況で配当を出してもいいんじゃないかなという感じを、私は持っているんです。

それから総会においても、記念品とかそういうものを出しているんですけど、ここ1～2年くらい、そういうものもすべて廃止の状態になっているので、利益を得たら町民や町に、それなりの利益配分ができるような森林組合であってほしいなという要望がありました。利益を得たら、従業員の給料が上がってよかったねというのではなくて、町へも還元をすることを少し検討してもらった中で、この金額を提示しましたという形にしてもらえれば、特に問題はないんじゃないかなという感じがします。

私の言い分だけ言わせていただきましたけど、よろしくお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

実は、これから森林組合が非常によくなってきた場合には、われわれが何か仕事をする場合、町としてお願いをする部分も絶対出てきます。例えば農協は今までいろいろなものを出していました。ところがここ数年、カレンダーを毎年100枚ずつくれましたが、それがゼロになり

ました。それは大変だからということで、われわれも認めたんですけど、これでまた森林組合がよくなれば、お願いをするところは当然していきます。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

5番、望月郁夫議員。

○5番議員（望月郁夫君）

5番、望月。

16ページ、3款の民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節の委託料です。

一人暮らし老人社会参加事業委託料が65万7千円の減額補正となっておりますが、これにつまましてどのような事業ができなかったかと、もう1点、この説明にもありますが、老人とは年齢的に何歳を指しているのか、関連としてお伺いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（佐野武人君）

それでは、ただいまの一人暮らし老人社会参加事業委託料のマイナス65万7千円ですが、こちらにつきましては例年7月頃に、社会福祉協議会のほうで老人の健康旅行を行っていますが、昨今のコロナ禍の中で事業中止ということでありますので、減額をさせていただきました。

それから、老人の定義ですけれども、一般的には65歳以上の高齢者ということであります。以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

20ページ、一番下の7款土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費、12節委託料なんですが、この場所と鑑定目的を教えてくださいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

この土地評価の鑑定委託料ですけれども、これにつきましては県道の高瀬福土線、矢島地内の筆界未定という箇所がございます。これを用地買収するに当たりまして、事前に調査する目的で委託料を計上させていただきました。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。

16ページの12目公共施設等総合管理事業費、12節の建設業務委託料について、これは

総合会館の解体によるなんぶの湯の源泉移転だと思いますが、これに関してどこに移転を予定しているのか、またその跡地はどうするのかということが分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

総合会館の解体と源泉移設費ということで委託料を計上しております。源泉の施設の場所につきましても、今後その設計の中で位置を決めていきたいと思っておりますので、現段階ではまだ決まっておりません。

また、その後の跡地利用につきましても、現在文化ホール等で催しものがある場合、駐車場の足りないところがあるため、駐車場としての利用を検討中でございます。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

1番、芦澤。15ページの総務費、一般管理費、12節委託料、作成業務委託料229万9千円ということで、これは町の2万5千分の1と5万分の1の地図の作成ということで聞いていますが、これは作って何に使用するのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

芦澤議員のご質問にお答えをいたします。

町の各種計画策定の資料としても当然使いますけど、その他、一般の方々から購入したいという要望に対して販売するための地図ということで計画をしております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月。関連なんですけれども、先日の説明の中で地図の印刷費、という説明があったと思うんですが、これはデータとしてもほしい方がいたら与えることはできるんでしょうか。データ管理ができるかどうか伺います。

○議長（遠藤光宣君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

データとして提供することは想定をしておらず、あくまでも地図、紙で販売ということで考えております。

○議長（遠藤光宣君）

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

データでやると費用がかかってしまうということですか。この時代だと、大きなペーパーでもらうよりもデータでいただいたほうが、加工等しやすいのかなと思ったんですが。

○議長（遠藤光宣君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

この元データは、北海道地図というところが持っていて、そういったデータというのは、それなりの価値がありますので、そのやり取りということの契約はしていません。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

5番、望月郁夫議員。

○5番議員（望月郁夫君）

5番、望月。

19ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料495万の減額補正、大きな金額になっているわけですが、これにつきまして、コロナ禍の中で事業が実施できなかったということを伺っております。致し方ないことなんです、この事業を、規模を縮小してできなかったかということを考えて中止にしたのか、それを伺いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員のご質問にお答えいたします。

こちらは富沢地区の中山間地域農業農村総合整備事業についての委託料になっておりますが、こちらは事業の詳細内容を地区の説明会等の意見交流の中、詳細を詰めることができなかったために延期ということになっております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

7番、遠藤高芳議員。

○7番議員（遠藤高芳君）

19ページ、5款農林水産業費の1項農業費、3目農業振興費の18節負担金です。220万円茶業組合補助金がマイナスとなっておりますけど、この減額の理由はいかかなものでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの遠藤議員のご質問にお答えいたします。

南部町茶業組合補助金の減額につきましては、毎年茶業組合で行っています研修会、また学習会などの活動を行っているわけですが、これらの活動が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったための減額となっております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

15ページの4目企画費、10節需用費の中で、修繕費277万2千円とありますが、これはタケノコのモニュメントだと思いますけど、私が静岡にいたときは集合場所としてここが非常に重要でして、今よく見ますとバイクなんかであそこに集合して大勢集まっています、本当に貴重なところだと思います。経年劣化だと思いますけど、この内容について、もう少し詳しく説明いただければと思います。

○議長（遠藤光宣君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

木内議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在ございますタケノコのモニュメントですが、製造されたのが大体平成9年くらいで、前回塗装、補修をしているのが平成16年となっております。今回、それ以来の補修、塗装となります。内容につきましては、まず洗浄、それからがし等を行いまして、研磨をし、新しくFRPを破損している部分等に補修をいたしまして、新たに塗装をいたします。そのあとに、保護材等を塗りこむということになっております。その部分につきましては、231万円の費用がかかっております。残りの46万2千円になりますが、工事に伴う足場の設置、それから養生メッシュシートの設置等になります。合せて277万2千円ということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

11番、高橋です。

今の関連なんですけど、せっかく塗装するということになりますので、何かアイデアを出して、現状よりもほかのデザインで塗装するという方法もあるかと思うんですけど、そういう考えはあるんでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまあるモニュメントの高さが約15メートル、それから直径が約5メートル、現存するタケノコモニュメントとしては、今のところネット等で確認をいたしましても、日本一なのかなというところがございます。

また、タケノコと少し違った色合い等にするよりも、この大きなモニュメントを実際のタケノコにより似せた状態で塗装をして、町のシンボルとしていけたらと今のところ考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

タケノコをやるというのではなくて、もう少し変わった方法というか、デザインや形を新しくするというのは考えていないんですかということです。

○議長（遠藤光宣君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

現時点では形態を変える計画はございません。

絵柄もできるだけ本物のタケノコに近い状態で塗装をする予定で考えております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

タケノコの外壁はご説明があったんですけど、この中へ入ったときに何もないので、あそこを町の宣伝ができるようなPRやタケノコに関しての資料なんかも、モニターで見られるようなことを考えたかどうかという話もあったので、これから企画課長がいろいろやっていく中で、頭の中に入れていってもらいたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

ただいまのご質問でございますが、まずは外側をきれいにさせていただいた後に、指定管理者のほうもございまして、また産業振興課、指定管理者と調整、関連協議を重ねて、よりよく利用ができるようにと、これからも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第79号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第6 議案第80号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

13ページです。1款総務費、1項総務管理費の2目営繕費ですが、10節の需用費の修繕費、この場所と修繕したものが何年に敷設されたのか教えていただければ。

○議長（遠藤光宣君）

遠藤水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

ただいまの望月小五郎議員のご質問にお答えいたします。場所ではなく、事業の内容につきましてご説明いたします。

繰越金を財源に安定した水の提供を行うために水道施設の維持営繕を行うものでございます。

主な内容は、成島上水道の導入管が倒木によって変形したため、被害がこれ以上大きくならないように補修、修繕を行います。これ以外に、各水道施設からの情報を管理しているテレメーター盤の一部が耐用年数を過ぎており、各水道施設、本署にある受信施設の基盤および装置を交換する作業、井出の取水場にあります計装盤防塵対策と部品の交換を行う修繕、十島の配水場の残留塩素測定器が壊れておりますので、こちらの修理を行います。また、中沢沈砂池のバルブの交換、越渡送水水圧チャンバー修理調整です。チャンバーとは、送水ポンプで水を送った際に、それまで送っていた水が逆流して、水道施設を壊さないように緩衝材の働きをするものでございます。

それ以外に、中央第2施設の無停電装置、コンプレッサーCPUの交換修理、落雷によって破損しております鍋島の濾過機計装盤の修理、御堂の減圧弁の修理などがございます。

それぞれ年式がかなり古い時代からの物もありまして、思いのほか落雷等によっていきなり修理が発生したものもあります。大体が老朽化による修理が中心になっているので、具体的な年式については説明ができませんが、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

人間が住んでいる以上、水が一番大切です。

そのお金はずっと使っていかなければ、一般財源から入れていかなければならないという形になると思いますが、町ではこれから人口が減っても、水は必ず必要となりますので、しっかり管理をして、新鮮な水を提供してもらいたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第80号の質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第81号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、事業勘定の25ページと29ページ、直営万沢診療施設勘定37ページと41ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

29ページですが、この下段のほうにあります葬祭費の45万円というのが計上されておりますけれども、このへんの詳細について、死亡された人が多くて、これだけ増加になっている

のか、中身が分かりませんので、説明をお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

望月議員のご質問にお答えします。

10月時点で月に2件ほどのペースで件数が出ておりますので、年間を見込みまして45万円上乗せということで計上をさせていただきました。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

当初100万円の計上がされているんですけど、4割近くも増額になるということは、見込みそのものが甘いために、こういう修正をかけなければいけなかったというのか。必要以上に亡くなっている人が多くなっているというのか。後ろで言ったほうだと、人口が減っていくということで、非常に困るなという感じがするんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

当初予算はこれまでの前年、前々年等の経費を計上したもので、45万円は若干、余裕を持った金額ではありますが、今までの実際のペースとしてその状態ですので、計上させていただくということです。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

くどいようで申し訳ないですけど、この補正前というのは、前年度がこれくらいの予算でやってこれたが、それが今年度になってこれだけ増えたということは、それはそれでそういう理解でいいんですか。

○議長（遠藤光宣君）

四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

これは国保の保険者に限りますので、全体としてみたところとの違いはあるかと思いますが、一応、ここ数年の状態を見て、伸びているところも勘案した上で当初予算の計上はしております。現時点で見ますと、実際のところこの金額がいるかということは分からないですけども、多少は余裕を持ったほうがいいかなというところも含めまして、この金額を計上させていただいております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

41ページの10節需用費の医薬材料費400万円の増額について、ジェネリックの関係とすることを伺ったんですけど、内容の説明をお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺健康管理センター所長。

○健康管理センター所長（渡辺基君）

それではただいまの高橋議員のご質問にお答えいたします。

万沢診療所におきましては、院内処方によりまして受診された患者さんに薬をお渡ししておりますけれども、負担軽減のためジェネリック医薬品を推奨しており、万沢診療所における利用率は常に95%を維持しております。

しかしながら、この1～2年に医薬品メーカーのトラブル、不祥事等によりまして、ジェネリック医薬品に不足が生じております。供給が大変難しい状況となっております。手に入れにくいジェネリック医薬品に代わりまして、一時的に先発品に切り替えて対応せざるを得ず、また先発品につきましては、ジェネリック医薬品に比べまして2割ないし3割程度金額が高めになりますので、今回、医薬材料費の増額補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

一時的ということで、今、話されたんですけど、いずれまたジェネリックが使えるということになるということでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺健康管理センター所長。

○健康管理センター所長（渡辺基君）

そのように考えております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第81号の質疑を終結いたします。

次に、日程第8 議案第82号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、51ページから55ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第82号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、日程第2 議案第76号から日程第4 議案第78号までの条例の一部改正の3件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第76号から日程第4 議案第78号までの討論を終結いたします。

次に、日程第5 議案第79号から日程第8 議案第82号までの補正予算4件について、一括で討論をいたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第79号から日程第8 議案第82号までの討論を終結いたします。  
次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

はじめに、日程第2 議案第76号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第2 議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第77号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第78号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第79号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第80号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第81号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第82号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第9 議案第83号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは追加議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案集1ページ、議案第83号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第7号）であります。山梨県議会議員補欠選挙および子育て世帯等臨時特別支援事業について、その内容が緊急性の高いものであるため、追加提案させていただくものです。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,500万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億5,865万9千円とするものであります。

提案理由の説明は以上であります。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

今、財政課長から詳しい説明がありましたので、それに対する感想を述べさせていただきます。所得制限なしで1人10万円の補助をするということで、非常に南部町もいい判断をしてくれたなと思っています。

ただ、今日の新聞では、笛吹市と身延町が先行でやっているというような書き方をされて、われわれ議員としても南部町もそこに乗れば非常によかったなという感じもします。こういう結論が出ているのに、南部町が乗らないということが物足りなかったなという感じは、個人的にはしています。

ただ、所得制限なしで全員に配布されるということで、非常に喜ばしい結果ではなかったかなと、私は感じております。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今の質問なんですけど、先ほど議運でも話をしましたけど、実は経過を申しますと、南部町は早々と10万円一括支給するというので決定いたしました。そうしたら、実は隣の身延町は5万円現金、5万円クーポンということで決定されたそうなんですけど、私が言ったら、それはうちも急ぎやりますということになりました。そのほかに南部町は、実は所得制限があるけれども、子育ての支援ということを考えれば、そんなに人数が多くないので、そこまで広げてやるよという話をしました。そうしたら、経過とすれば、出し抜かれました。

間違いなく人数は多くないものですし、子育てに関してはこれから私も年頭の話の中で言いますけど、教育、子どもたちのために大いに支援をしよう、そんな考えでありますから、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で日程第9 議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第9 議案第83号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第10 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

現在、予定されている議員派遣案件はございませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合は、議長の判断において、議員派遣することに決定いたしました。

---

○議長（遠藤光宣君）

日程第11 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和4年第1回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申し出の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和3年南部町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

---

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年12月17日

南部町議会議長

遠藤光宣

会議録署名議員

望月憲之

会議録署名議員

望月小五郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠藤一明